

歳末特別警戒を実施

みんなで 力をあわせて
安全・安心まちづくり

年末年始は、現金を狙ったひったくりや空き巣などの侵入犯罪、特殊詐欺の被害が多発することが予想されます。

12月の歳末特別警戒期間中には、警察や防犯委員会、町会（自治会）などによる街頭啓発活動や夜警が市内各所で実施され、犯罪の被害防止を呼び掛けます。皆さんも次のようなことに注意して、被害を防止しましょう。

●特殊詐欺の被害防止

・オレオレ詐欺の犯人は、子や孫を名乗り「風邪をひいて声がおかしい」「携帯電話の番号が変わった」などとだましてくるので、必ず元の登録している子や孫の電話番号にかけ直して確認しましょう。



・架空請求詐欺の犯人は、「有料サイトの未払い料金

がある」「連絡がなければ法的手続きに移行する」などとだましてくるので、身に覚えのない請求は無視しましょう。

●ひったくりの被害防止

・手荷物は車道と反対側にしっかりと持ち、自転車のカゴにはひったくり防止カバーを付けましょう。

●自動車盗、車上狙いの被害防止

・自動車を駐車するとき、エンジンをキーを抜き、ドアロックをしましょう。また、防犯装置を付けるようにしましょう。

・車内に現金や貴重品などを置いたまま車から離れるのはやめましょう。

●子どもや女性に対する犯罪の被害防止

・一人で遊んだり、知らない人についていったりしないようにしましょう。

・夜の一人歩きは特に気を付け、明るく人通りの多い道を選びましょう。

・歩きながらのスマートフォン操作や携帯電話、音楽プレイヤーの使用は不審者に狙われやすくなり、危険なのでやめましょう。

●侵入犯罪の被害防止

・玄関や窓は、防犯性能が高い施錠器具に取り替えたり、補助錠を取り付けたりしましょう。



（ワンドア・ツーロック）。短時間の外出時でも必ず戸締まりをしましょう。また、在宅中でも施錠しましょう。

・家の周りは夜間でも明るく、見通しの良い環境にし、センサーライトや警報装置などの防犯器具を活用しましょう。

問い合わせ 富田林警察署
（☎25）1234

青色防犯パトロール活動助成金を活用ください

本市では、安全・安心なまちづくりの推進を目的として、市職員による青色回転灯パトロールカーの運行を実施しています。

また、子どもの安全を見守るため、青色回転灯を装備した車両を用いて、下校時などに自主的に防犯パトロールを実施している団体に対して「青色防犯パトロール活動助成金」を交付しています。

青色防犯パトロール活動助成金の交付要件	
助成対象団体	
・市内において、大阪府警察本部から「自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けていること。 ・活動拠点を市内に置くこと。 ・1年以上継続して青色防犯パトロールを実施すること。 ・下校時の青色防犯パトロール活動を週に5日以上実施し、かつ、地域の実情に応じて登校時および平時の青色防犯パトロールを実施すること。	
助成対象経費	
青色防犯パトロール活動事業の実施に直接必要な経費であって、燃料費、修繕料、消耗品費、駐車場賃借料、車両リース料および自動車保険料とする。	
助成金額	
1団体（1小学校区当たり1団体とする）につき年間50万円を限度とする。	

※詳しくは、お問い合わせください。
問い合わせ 総務課（内線333）

12月1日～31日

年末の交通事故防止運動

暗い道 私のお守り 反射材
一杯で 消える未来と 消せぬ罪

●夕暮れ時と夜間における高齢歩行者の交通事故防止

夕暮れ時や夜間に出掛けるときは、明るい色の服を着用し、反射材を活用しま

●飲酒運転の根絶

飲酒運転は、スピードに対する感覚が鈍ったり、運転動作が緩慢になったり

し、事故へつながる可能性が高くなり非常に危険です。飲酒運転は絶対にやめましょう。

問い合わせ 富田林警察署
（☎25）1234、道路交通課（内線416）



○印は業務日

施設名など	とき	26 (水)	27 (木)	28 (金)	29 (土)	30 (日)	31 (月)	1 (火)	2 (水)	3 (木)	4 (金)	5 (土)	6 (日)
市役所・金剛連絡所		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—
市役所日曜窓口		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
休日急病診療 ※ 1		—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○
済生会富田林病院（外来診療）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—
保健センター		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—
水道お客様センター		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
市民総合体育館・青少年スポーツホール		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○
総合スポーツ公園		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○
図書館（中央・金剛）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
人権文化センター・児童館		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—
T o p i c（きらめき創造館）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
すばるホール ※ 2		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
レインボーホール（市民会館） ※ 3		—	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
市民公益活動支援センター		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—
総合福祉会館（社会福祉協議会） ※ 4		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
かがりの郷 ※ 5		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
けあばる ※ 6		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
農業公園サバーファーム		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
にこここ市場		○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○
旧杉山家住宅・じないまち交流館・旧田中家住宅		○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
レインボーバスの運行		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
富田林斎場		○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○
富田林霊園管理事務所 ※ 7		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○
自転車等保管所（撤去自転車など）		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—
きらめきファクトリー		○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○

年末年始の 業務案内

※市役所の業務は、
年末が12月28日(金)まで、
年始は1月4日(金)からです。

※1 内科・歯科は休日診療所、小児科（中学生まで）は済生会富田林病院で診察しています。受付時間などは、19ページをご覧ください。

※2 12月28日(金)、平成31年1月4日(金)は午後5時30分で閉館します。

※3 12月28日(金)は浴場の利用はできません。

※4 12月27日(木)、28日(金)、31年1月4日(金)は浴場の利用はできません。

※5 12月28日(金)、31年1月4日(金)は浴場の利用はできません。

※6 介護老人保健施設は12月29日(土)～31年1月3日(水)は面会できますが、入所相談や支払いなどの受け付けはできません。

※7 12月29日(土)～31年1月3日(水)も墓参りはできます。

環境省では、毎年12月を「地球温暖化防止月間」と定め、地球温暖化防止に向けた国民運動の発展を図っています。

地球温暖化を防止するため、わたしたちができる「COOL CHOICE」を実践しましょう。

◆家庭でできる「COOL CHOICE」

- ・暖房の温度を1℃低く、20℃を目安に設定しましょう。
- ・テレビを見ないときは消しましょう。
- ・買い物の際は、買い物袋を持ち歩きましょう。
- ・電化製品の主電源は小まめに切りましょう。
- ・シャワーを1日1分節水しましょう。
- ・お風呂の残り湯は洗濯に使いましょう。



わたしたちにできる身近な

COOL CHOICE

— 賢い選択 —

・夜中は、炊飯ジャーの保温機能の使用をやめましょう。

・車を利用するときは、アイドリングをやめましょう。

・車の使用を控え、電車、バス、自転車を使いましょう。

・家族団らんの時間を持ちましょう（家族が別々の部屋で過ごす、照明、冷暖房などのエネルギー使用量が多くなります）。

※これらの対策は、温室効果ガスの削減だけではなく、節電対策にもつながります。



◆本市の取り組み

本市では、ウォームビズの推奨や各公共施設における暖房温度の適正管理、不要な照明の削減・消灯の徹底、エレベーターの使用制限などに取り組んでいます。本市施設をご利用される際は、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、市民の皆さんも、ご家庭や職場において無理のない範囲で「COOL CHOICE」を実践していただきますよう、お願いいたします。

問い合わせ みどり環境課（内線432）

年末年始のごみ収集日

※下表にない収集地域は通常の日程で収集します。
※下表中の空欄になっているゴミの収集については通常の日程で収集します。

燃えるごみ		平成31年1月4日(金)より通常の日程で収集します。 ※1月1日(祝)～3日(休)は休み。 ◎月・木曜日の収集地域は、年末は12月31日(月)まで、年始は31年1月7日(月)から ◎火・金曜日の収集地域は、年末は12月28日(金)まで、年始は31年1月4日(金)から ◎水・土曜日の収集地域は、年末は12月29日(土)まで、年始は31年1月5日(土)から				
粗大ごみ		平成31年1月4日(金)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～3日(休)の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。				
資源ごみ	カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、牛乳パックなど	平成31年1月4日(金)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～3日(休)の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。 ※収集日程の変更により、次の週も同じ資源ごみの収集がある場合があります。				
収集地域		粗大ごみ	カン・ビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	牛乳パックなど
ア・カ行	青葉丘、加太、五軒家		1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)		
	旭ヶ丘町、栗ヶ池町、梅の里、川面町、喜志町(大字含む)、喜志新家町、木戸山町	1/2(火)→12/29(土)				
	川向町		1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	甘南備、久野喜台		1/2(火)→1/9(火)	1/2(火)→1/9(火)		
	甲田	1/2(火)→12/29(土)	1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	小金台				1/2(火)→1/9(火)	1/2(火)→1/9(火)
	金剛錦織台、金剛伏山台				1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)
サ・タ行	西条町、桜井町、通法寺町	1/2(火)→12/29(土)				
	桜ヶ丘町、新家一丁目	1/2(火)→12/29(土)	1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	佐備、寺池台一丁目		1/2(火)→1/9(火)	1/2(火)→1/9(火)		
	清水町				1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)
	新青葉丘町		1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)		
	新家二丁目、常盤町		1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	新堂(PLのみ)	1/1(祝)→12/25(火)				
	須賀				1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)
	高辺台				1/2(火)→1/9(火)	
	谷川町、富田林町				1/1(祝)→1/8(火)	
	廿山、寺池台二～五丁目				1/3(木)→1/10(木)	
ナ・ハ行	津々山台				1/2(火)→1/9(火)	1/2(火)→1/9(火)
	中野町(大字含む)、中野町東				1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)
	中野町西	1/2(火)→12/29(土)			1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)
	楠風台		1/2(火)→1/9(火)	1/2(火)→1/9(火)		
	西板持町、東板持町		1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	錦ヶ丘町、平町	1/2(火)→12/29(土)				
	錦織北・中・東・南		1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)		
マ・ヤ・ラ・ワ行	伏山				1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)
	本町				1/1(祝)→1/8(火)	
	南旭ヶ丘町、宮町	1/2(火)→12/29(土)				
	宮甲田町	1/2(火)→12/29(土)	1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	山手町、龍泉		1/2(火)→1/9(火)	1/2(火)→1/9(火)		
	若松町一丁目	1/2(火)→12/29(土)			1/1(祝)→1/8(火)	
	若松町二～五丁目 若松町東				1/1(祝)→1/8(火) 1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)

通常どおり収集します

ごみは12月31日(月)まで

年末年始のごみ・し尿収集日

問い合わせ 衛生課
(内線144～146)

年末年始のし尿収集日

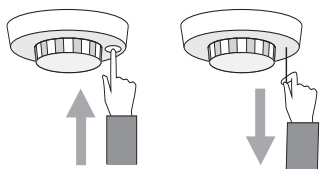
※毎月の収集日は、市ウェブサイト(衛生課のページ)に掲載しています。
※収集日は、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

し尿収集地域		し尿収集日	
ア・カ行	青葉丘、加太、喜志町五丁目、五軒家	12/27(木)、1/11(金)	ナ・ハ行
	旭ヶ丘町	12/21(金)、1/7(月)	
	嬉(桜ヶ丘)、彼方	12/24(木)、1/12(土)	
	嬉(桜ヶ丘除く)	12/22(土)、1/11(金)	
	上佐備、甘南備	12/21(金)、1/10(木)	
	川面町、喜志町一～四丁目、北大伴町、木戸山町	12/18(火)、1/4(金)	
	川向町	12/19(火)、1/7(月)	
	喜志新家町	12/22(土)、1/9(火)	
	甲田(北甲田含む)	12/25(火)、1/8(火)	
	寿町一丁目	12/20(木)、1/5(土)	
サ・タ行	寿町二～四丁目	12/17(月)、25(火)、29(土)、1/11(金)、17(木)	マ・ヤ・ラ・ワ行
	西条町、桜井町、通法寺町	12/18(火)、1/4(金)	
	桜ヶ丘町	12/22(土)、24(木)、1/8(火)、9(火)	
	下佐備、廿山	12/21(金)、1/10(木)	
	昭和町	12/28(金)、1/16(火)	
	新家	12/26(火)、1/14(木)	
	須賀(大字含む)	12/26(火)、1/15(火)	
	谷川町	12/20(木)、1/5(土)	
	常盤町(国道筋)	12/21(金)、22(土)、24(木)、1/7(月)～9(火)	
	常盤町(国道筋除く)	12/19(火)、1/4(金)	
	富田林町	12/21(金)、28(金)、1/7(月)、16(火)	
	中佐備、楠風台、東板持町	12/21(金)、1/10(木)	
	中野町	12/20(木)、1/5(土)	
	中野町西	12/25(火)、1/11(金)	
	西板持町(柏木住宅)	12/21(金)、1/7(月)	
	西板持町(柏木住宅除く)	12/19(火)、20(木)、1/7(月)、8(火)	
	錦ヶ丘町、富美ヶ丘町	12/17(月)、29(土)、1/17(木)	
	錦織(大字)、錦織南、伏山(聖ヶ丘含む)	12/26(火)、1/15(火)	
	錦織北	12/25(火)、1/8(火)	
	錦織中・東(笹原町除く)、伏見堂(青山台)	12/25(火)、1/14(木)	
	錦織東(笹原町)、伏見堂(青山台除く)	12/22(土)、1/11(金)	
	平町	12/26(火)、1/9(火)、10(木)	
	別井	12/18(火)、1/4(金)	
	本町	12/26(火)、1/14(木)	
	南大伴町	12/20(木)、1/8(火)	
	宮甲田町	12/26(火)、1/14(木)	
	宮町	12/15(土)、17(月)、19(火)、28(金)、29(土)、1/4(金)	
	山中田町	12/19(火)、1/7(月)	
	横山	12/24(木)、1/12(土)	
	龍泉	12/21(金)、1/10(木)	
	若松町	12/19(火)、20(木)、1/4(金)、5(土)	
	若松町西	12/25(火)、1/11(金)	
	藤野ミゼット車収集地区	12/19(火)、1/7(月)	
	阪南ミゼット車収集地区	12/27(木)、1/11(金)	

住宅用火災警報器の維持管理を

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。作動確認（機器の点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張る）を定期的に行いましょう。



音が鳴るなどの反応がなければ故障か電池切れのため、住宅用火災警報器本体もしくは電池の交換が必要です。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知なくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

問い合わせ 市消防本部予防課 ☎(23)1124

電気火災に注意しましょう

全国的に電気ストーブや電子レンジを出火原因とする火災が増加しています。次の点に注意して電気火災を起こさないようにしましょう。

●電気ストーブを使用するときの注意

- ・外出するときや寝る前には必ず消す
- ・燃えやすい物は近くに置かない
- ・ストーブの上に洗濯物を干さない
- ・使わないときは電源プラグをコンセントから抜く
- ・電源プラグやコードが傷んでいたら使用しない

●電子レンジを使用するときの注意

- ・庫内の汚れは小まめに掃除する
- ・食品を加熱し過ぎない
- ・電子レンジの周囲には、可燃物を置かない

◆庫内から火が出た場合

- ①扉を開けずに電源を遮断する
- ②慌てずに庫内の様子を確認し、火が消えなければ、扉を閉めたまま、消火器などの消火器具を準備する

問い合わせ 市消防本部予防課 ☎(23)1124

マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 12月2日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室（日曜窓口コーナー）

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

消防

歳末特別警戒を実施します

冬を迎え、寒さが厳しくなるにつれて火気を取り扱うことが多くなる季節となりました。

火災の未然防止と防火意識の高揚を図るため、市消防本部と市消防団では12月下旬、歳末特別警戒を実施します。

期間中、防火広報による呼び掛けのほか、火災が発生した際には迅速に対応ができるよう警戒警備の強化に努めます。

皆さんも日々の暮らしが安全で安心したものになるよう、今一度、防火について確認をお願いします。

問い合わせ 市消防署 ☎(23)0119



大阪エコ農産物認証制度の申請を受け付け

本市では、府と連携して大阪エコ農産物認証制度を推進しています。

同制度では、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農産物を「大阪エコ農産物」として認証しています。

認証を受けた農産物には、認証マークを出荷容器

や包装物、または直接表示することができるよう、栽培者は、これを活用して農産物の商品価値を高めることができます。

認証を受けるためには申請が必要で、平成31年1月18日(金)～土・日曜日、祝日は除く)に、農業振興課で受け付けます。

対象となる農作物は、市内で生産される米、大豆、野菜、果樹、花卉（観賞用植物）の内、府が定める80品目で、1農作物・1区画当たり1ha以上の栽培面積が必要です。また、申請日以降に栽培を開始し、31年4月1日(月)以降に収穫する農作物が対象となります。

詳しくは、お問い合わせください。

※年に2回申請期間があり、31年7月にも申請を受け付けます。

問い合わせ 農業振興課内市エコ農産物推進協議会（内線445）、南河内農と緑の総合事務所農の普及課 ☎(25)1131

12月3日～9日は 障がい者週間 ～共生社会の 実現をめざして～

障がい者の福祉についての関心と理解を深めていただくとともに、障がい者が社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に対して、積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日～9日は「障がい者週間」と定められています。

本市では、身体障がい者福祉協会をはじめ、関係機関が協力し、街頭啓発活動などを実施します。

知的・発達・精神障がいのある人は、外見からは分かりにくく、人との関わり合いやコミュニケーションが苦手という人が多く見られます。

障がいを理由とする差別の解消に向けて

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成28年4月に施行されました。

この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

■障がいを理由とする差別とは

障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

・不当な差別的取り扱い

障がいを理由として、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることは「不当な差別的取り扱い」になります。

国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者ともに「不当な差別的取り扱い」をすることは禁止されています。

・合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があったときに、その人の障がいに合った必要な工夫をすることが「合理的配慮」です。

重い負担がないのに合理的配慮をしないことは差別になります。

国や地方公共団体などの行政機関は「合理的配慮」を必ずしなければなりません。民間事業者は「合理的配慮」をするように努めなければなりません。

問い合わせ 障がい福祉課（内線192）

障がいのある人への対応は、「ゆつくり」「ていねいに」「くりかえし」を基本とし、みんなで障がい者を特別視しない心のバリアフリー社会をめざしましょう。

《障がいのある人とのコミュニケーションのこつ》

- ・リラックスした雰囲気をつくり、相手の様子に合わせ、話をよく聞く。
- ・質問により、相手の気持ちを確認する。「はい」「いいえ」で答えられるように質問する。
- ・絵記号などを用いたコミュニケーションボードなどを、視覚的なコミュニケーションを図る。

障がい者相談員制度のご利用を

本市では、障がい者やその家族から福祉などに関する相談を受け、必要な助言をする同制度を実施していますので、気軽にご利用ください。

相談員は、次の皆さんです。

- 肢体障がい関係
- 田中 洋さん（桜井町）
〔☎〕(25) 8 6 3 0
- 岡部 和人さん（梅の里）
〔☎〕(26) 0 1 6 7
- 西田 卓司さん（清水町）
〔☎〕(26) 3 0 8 0
- 竹野 恵美子さん（楠町）
〔☎〕(25) 2 7 1 4

聴覚障がい関係

- 栗栖 美鈴さん（桜ヶ丘町）〔☎・FAX〕(24) 1 5 8 7
 - 北野 隆雄さん（藤沢台）
〔☎・FAX〕(29) 2 4 4 8
 - 視覚障がい関係
 - 中井 美代子さん（若松町西）〔☎〕(23) 5 7 4 0
 - 知的障がい関係
 - 宮崎 幸美さん（別井）
〔☎〕(24) 2 4 6 1
 - 井上 節子さん（須賀）
〔☎〕(54) 5 6 3 0
 - 精神障がい関係
 - 山本 順子さん（NPO法人草志庵）〔☎〕(70) 7 6 7 3
 - 山本 勝子さん（寿町）
〔☎〕(09) 0 (9 6 2 0) 7 4 1 9
- 問い合わせ** 障がい福祉課（内線192）

大阪ろうあ者 成人式にご参加を

（公社）大阪聴力障害者協会と大阪市聴言障害者協会では、府内在住のろうあ者を対象に、成人式を開催します。

とき 平成31年1月13日（日）、午前11時～午後3時30分

ところ 府谷町福祉センター（大阪市中央区谷町五丁目4の13）

対象者 平成10年4月2日～11年4月1日に生まれた人

参加費 無料

申し込み 平成31年1月8日（火）までに、電話またはファックスで住所、氏名、生年月日、ファックス番号を（公社）大阪聴力障害者協会事務局（☎06（6761）1394・FAX06（6768）3833）へ



成人式を開催します



本市では、20歳を迎えた新成人の皆さんの門出を祝って、成人式を開催します。

とき 平成31年 1月14日(祝)、午前10時30分～

ところ すばるホール

対象者 平成10年4月2日～11年4月1日に生まれた人
※対象者には、案内状を郵送しています。届いていない場合は、お問い合わせください。

問い合わせ 生涯学習課 ☎(26)8056

第47回TBSCA英語弁論大会結果

10月28日開催の同大会に、62人の小・中学生が出場し、日頃の英語学習の成果を披露しました。

入賞者は、次の皆さんです (敬称略)。

《中学生の部》

最優秀賞 岡本 茉友子 (初芝富田林中学2年生)

富田林ライオンズクラブ賞 大野 翔太郎 (富田林中学1年生)

富田林ロータリークラブ賞 川人 涼香 (藤陽中学1年生)

富田林南ロータリークラブ賞 山畑 萼香 (金剛中学2年生)

優秀賞 木村 美友季 (明治池中学2年生)、八尾 央南 (初芝富田林中学2年生)、吉田 温紀 (初芝富田林中学2年生)

問い合わせ 市民協働課内富田林・ベスレヘム姉妹都市協会事務局 (内線473)

こだわりの逸品

新たに4商品を 富田林ブランド 商品に認定



富田林商工会では、富田林ブランド認定委員会を設置し、富田林ならではの魅力ある産品を独自の基準で「富田林ブランド」として認定しています。

今年度、第14回認定委員会を開催し、新たに4商品が認定されました。認定された商品は次のとおりです。

- ①「イイサーズ エコス ピーカー」(伊佐工房)
- ②「オリジナルテキスタイル」
- ③「オリジナルデザイン『缶バッジハンドミラー』」(合同会社工房はんど)
- ④「CD露子生誕祭〜1『露子に愛をこめて』」(一社露香会)

●富田林ブランド認定商品の販売コーナーをご利用ください

中央・金剛図書館では、子どもたちが冬休みに本を楽しめるように、図書館司書がテーマ別に選んだ子ども向けの本を3冊セットにして詰めた「おたのしみ袋」の貸し出しを実施します。今回は幼児向け、小学校低学年向け、小学校中学年向け、小学校高学年向け、中学生向けにおたのしみ袋を用意しました。

おたのしみ袋は子どもたちにもさまざまな本に親しんでもらうための企画で、中身の見えない袋に包まれた本を借り、普段手に取らないような本との出会いを楽しむことができます。

子どもたちに手渡してくださるならごなたでも借りることが出来ます。

おたのしみ袋を開けるワクワク感、予想もしなかった本との出会いを通して、より読書が好きになつてもらえたら嬉しいですよ。

とき 12月21日(金)

ところ 中央・金剛図書館 貸し出し数 各館50袋

※無くなり次第終了します。

問い合わせ 中央図書館 ☎(25)4921、金剛図書館 ☎(28)1171

子ども向け「おたのしみ袋」を 貸し出します

声の広報、点字広報のご利用を

市では、毎月の広報とんだばやしの主な内容を、往復90分のカセットテープやデジジ用録音CDに吹き込んだ「声の広報」を発行しています。

目の不自由な人など、文字の読めない人がご近所、知人におられましたら、この制度を知らせてあげてください。

費用 無料

申し込み 情報公開課（内線326）へ

市社会福祉協議会では、毎月の広報を点訳した「点字広報」を発行し、希望者に郵送しています。

また、市役所1階総合案内窓口にも備えていますので、ご利用ください。

問い合わせ 同協議会 ☎(25)8200

①富田林市役所
式LINE@
[@tondabayashi]



LINE
本市ではFacebookやLINEなどを用いた情報発信をしています。ぜひ、ご活用ください。

SNSなどを利用した情報発信をしています



Facebook

②富田林市役所総合Facebookのページ
[https://www.facebook.com/city.tondabayashi]

③富田林市子育て福祉部（子育て支援情報）Facebookのページ
[https://www.facebook.com/chitondabayashi]

④とつぴー@富田林市公式キャラ
[https://twitter.com/toppy_tondasns]

お問い合わせ ①②は情報公開課（内線326）、③は子ども未来室（内線205）、④は都市魅力創生課（内線424）

お問い合わせ ①②は情報公開課（内線326）、③は子ども未来室（内線205）、④は都市魅力創生課（内線424）

お問い合わせ ①②は情報公開課（内線326）、③は子ども未来室（内線205）、④は都市魅力創生課（内線424）

とんだばやしメールにご登録を

本市では、メール配信サービス「とんだばやしメール」を運用し、市民の皆さんの暮らしに役立つさまざまな情報を配信しています。

このサービスは、携帯電話またはパソコン・スマートフォンなどのメールアドレス

レスをご自身で登録していただくことにより、18の配信メニュー（左上表参照）の中からご希望の情報を受け取っていただくものです。

携帯電話での登録方法は左表を、パソコンなどでの登録方法は市ウェブサイトをご覧ください。
※登録は無料ですが、受信にかかる通信料は利用者負担となります。
なお、災害時などで緊急にお知らせする情報がある場合には、全ての登録者に対して一斉にメールを配信することがあります。
問い合わせ 情報公開課（内線326）

配信メニュー

- 重要なお知らせ
- 子育て・行事
- 子育て・手続き
- 健康・予防接種
- 健康・妊婦・乳幼児
- 健康・成人健診
- 高齢福祉
- 障がい福祉
- 観光イベント
- 交通安全・公共交通
- 税
- 水道
- 選挙
- 衛生
- 地域福祉
- 人権・男女共同参画
- 公民館講座・イベント
- 防犯



携帯電話からの登録方法

①空メールを送る 携帯電話からこのアドレス [tonda@emp.ikkr.jp] に、空メール（件名・本文には何も入力しない）を送信してください。下図のQRコードも利用できます。

※メール受信制限を設定されている場合、とんだばやしメール [tondabayashi-mail@city.tondabayashi.osaka.jp] の受信制限を解除してから登録してください。



②仮登録完了メールが届く 仮登録完了メールが届いたらメール本文のURLから登録画面にアクセスします。

③サービス利用規約の確認 サービス利用規約が表示されるので、確認事項を読み、画面下の「同意する」を選択します。

④配信を希望するメニューを選択 メニュー選択画面が表示されるので、配信を希望する項目にチェックを入れ、「次へ」を選択します。

⑤登録内容の確認 登録した内容を確認し、「登録」を選択します。

⑥登録完了 登録完了画面が表示されます。

⑦本登録完了メールが届く しばらくすると本登録が完了したことを知らせるメールが届きます。これで登録が完了しました。登録の確認・変更・解除をされる場合は、再度空メールを送信してください。

不育症治療費助成事業のご利用を

～申請期限にご注意ください～

本市では、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成29年4月より不育症治療費の助成を実施しています。

不育症とは、妊娠はするけれど、流産・死産などを繰り返してしまいう病気で、一般的に2回連続した流産・死産があれば不育症と診断されます。

不育症は、珍しい病気ではなく、早い段階で適切な診断や治療を受けることで85割以上という高い治療効

果が得られ、出産できるといわれています。

不育症治療費の助成を受けるためには、申請が必要です。

申請方法や申請期限など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトを（健康づくり推進課のページ）をご覧ください。また、申請書も同ページからダウンロードできます。

問い合わせ 保健センター
(☎28)5520)

特定不妊治療費助成制度

特定不妊治療の過程における、男性不妊治療に要した費用の一部も助成の対象です

本市では、特定不妊治療に要する費用の負担軽減を図るため、府などが実施する同助成制度の承認を受けて、本市に住民登録をしている夫婦を対象に助成金を交付しています。

同助成制度の内容や申請方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトを（健康づくり推進課のページ）をご覧ください。また、申請書も同ページからダウンロードできます。

問い合わせ 保健センター
(☎28)5520)

ひとり親家庭を支援しています！

本市では、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図ることを目的に、次の給付金を支給し、ひとり親家庭を支援しています。

母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

対象講座 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座

支給額 対象講座の受講のために支払った費用（入学料および受講料に限る）の60%を支給

※支給額の上限は20万円です。ただし、支給額が1万2000円を超えない場合は支給の対象になりません。

※雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格者は、雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。

※同事業の利用には、受講開始前の事前相談と対象講座の指定申請手続きが必要になります。また、指定講座受講終了後に支給申請が別途必要です。詳しくは、お問い合わせください。

母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

給付金の種類

①訓練促進給付金 支給期間の上限は3年間で、次の金額を支給

◆市・府民税非課税世帯＝月額10万円

◆市・府民税課税世帯＝月額7万5000円

②修了支援給付金 各資格の養成課程修了後、次の金額を支給

◇市・府民税非課税世帯＝5万円

◇市・府民税課税世帯＝2万5000円

※同事業の利用には、事前相談が必要になります。

※修業年限が1年以上の養成機関において修業する場合のみ対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

※平成30年度より、准看護師養成機関を修了した人が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で就学する場合、通算3年分の給付金の支給ができます。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

対象者 市内在住のひとり親家庭の親または児童で、申請者が児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

給付金の種類

①受講修了時給付金 受講後に、対象講座の受講のために支払った費用（入学料および受講料に限る）の20%を支給

※支給額の上限は10万円です。ただし、支給額が4000円を超えない場合は支給の対象になりません。

②合格時給付金 合格後に、対象講座の受講のために支払った費用（入学料および受講料に限る）の40%を支給

※①と②を合わせた支給額の上限は15万円です。

※同事業の利用には、受講開始前の事前相談と申請手続きが必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ こども未来室（内線206～208）

南河内環境事業組合

ダイオキシン類測定結果

～全て基準値を下回っています～

南河内環境事業組合第1
清掃工場（ごみ焼却場）か
ら排出される排出ガスや周
辺地域の大气、土壌などに
含まれているダイオキシ
ン類濃度について、8月7
日に地元住民立ち会いのも
と測定しました。

同清掃工場の排出ガス1
立方メートル中のダイオキ
シン類濃度の測定結果は、
濃度の測定結果は、0・26
ナノグラム（1ナノグラム
は、1兆分の1グラム）、同
じく北方2キロメートルの中
佐備公園では0・0057ピ
コグラムで、大気環境基準
値の0・6ピコグラムを下
回っています。

また、周辺土壌1グラム
中のダイオキシン類濃度の
測定結果は、同清掃工場
より北方2キロメートルの
畑地で5・0ピコグラムと
なっており、土壌環境基準
値の1000ピコグラムと比
較するとかなり低い数値と
なっています。

冷蔵・冷凍機やエアコン
の冷媒として使われている
「フロン類」は、地球温暖
化に与える影響が大きく、
大気への排出を抑制しな
ければなりません。

業務用冷蔵・冷凍機 や業務用エアコンを お使いの皆さんへ

平成27年4月に改正され
た「フロン排出抑制法」で
は、業務用冷蔵・冷凍機や
業務用エアコンなどフロ
ン類を使用した機器の使
用者は、3カ月に1回以上
の頻度で使用者などで目
視点検すること（簡易点
検）、大型機器は専門業
者による点検をすること
（定期点検）などを実施
する必要があります。

詳しくは、お問い合わせ
ください。
問い合わせ 府産業廃棄物
指導課 ☎06(6210)9570

生垣や庭木の適切な管理を

カイヅカイブキなどの生垣や庭木の緑が伸びすぎて道路にはみ
出すと、通行の妨げとなります。また、交差点の見通しが悪く
なったり、カーブミラーを隠してしまったりするなどして、思わ
ぬ事故の原因にもなりかねません。

敷地内の生垣や庭木などは、早めに剪定するなど所有者が適切に
管理し、人にやさしく安全で美しいまちづくりにご協力ください。

問い合わせ 道路交通課（内線412、414）

防災情報音声案内サービスのご利用を

同サービスは、防災無線から放送している防災情報の内容を電
話で確認できるものです。防災無線の放送が聞き取りにくい場合
などにご活用ください。なお、この電話はフリーダイヤルで通話
料はかかりません。ただし緊急情報の放送では使用できません。

電話番号 ☎0800(805)5653（固定電話・携帯電話共通）

問い合わせ 危機管理室（内線9503）

自主防災組織を結成しましょう

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、
地域住民の強い信念と連帯感に基づいて、自主的に結成する防災
組織です。若い世代を含めた皆さんの一人一人の力が必要です。
災害に強い地域を作るために自主防災組織を結成しましょう。

問い合わせ 市消防本部警備救急課 ☎(23)1125

宝くじの助成金でコミュニティ組織が備品を購入 しました

同助成金は、（一財）自治総合センターが宝くじの受託事業収入
を財源として、コミュニティの健全な発展を図ることなどを目的
として実施する社会貢献広報事業です。このたび、同助成金の交
付を受け、川面町地車曳行委員会が太鼓を購入しました。

問い合わせ 市民協働課（内線473）

空き家利活用セミナー を実施します



会、②午後3時30分～Ⅱ相
談会

ところ じないまち交流館
（駐車場はありません）

で、できるだけ公共交通機
関をご利用ください

定員 ①50人、②6人

※申し込み方法など詳しく
は、お問い合わせください。

問い合わせ LLPまちか
つ ☎090(3992)6817・Eメール info@

machikatsu.jp

とき・内容 12月8日（土）、

①午後1時30分～Ⅱ講演

先進事例などの紹介する講
演会と相談会を実施しま
す。

②午後1時30分～Ⅱ講演

先進事例などの紹介する講
演会と相談会を実施しま
す。

③午後1時30分～Ⅱ講演

すばるホールにレストランがオープンしました

すばるホール 1階の「カフェ&イタリアン CIELLO」が、内装家具などを入れ替え、オープンしました。

ランチタイムではリーズナブルな価格で本格イタリアン料理を、カフェタイムでは多彩なスイーツを用意して、皆様のご来店をお待ちしていますので、ぜひご賞味ください。

また、各種ケータリングサービスも実施していますので、気軽にご相談ください。

問い合わせ カフェ&イタリアン CIELLO
☎(55)2772

レインボーホール（市民会館）にレストランがオープンしました

レインボーホールに新しいレストラン「レストラン&カフェ大楠公」がオープンしました。

客席からの眺めも良く、地場野菜などを使用した体にやさしいメニューやスイーツを用意し、皆様のご利用をお待ちしています。

また、会議・集会用の弁当やパーティーなどへのケータリングサービスも実施していますので、気軽にご相談ください。

問い合わせ レストラン&カフェ大楠公
☎(26)8899

「働き方」が変わります

平成31年4月1日(月)より働き方改革関連法が順次施行されます。

◆時間外労働の上限規制の導入

31年4月1日(月)より（中小企業は32年4月1日(水)より）、時間外労働の上限について、年360時間、月

45時間を原則とし、臨時的に特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

◆年次有給休暇の確実な取得

31年4月1日(月)より、使用者は、10日以上のある年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

◆正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止

32年4月1日(水)より（中小企業は33年4月1日(木)より）、同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派

遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

※改正法の詳細は、厚生労働省ホームページ（働き方改革）の実現に向けて）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>をご覧ください。

■課題解決のための相談窓口

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター ☎0120(791)149

※労働時間管理のノウハウや賃金制度などの見直し、助成金の活用など、労務管理について、社会保険労務士などの専門家が相談に応じます。

問い合わせ 同相談センター

事業承継を応援します

後継者の育成も考える、事業承継の準備には、5年、10年掛かるといわれており、早めの準備と計画的な取り組みが必要です。

このたび、(公財)大阪産業振興機構と府が連携し、商工会・商工会議所や、府中小企業団体中央会、金融機関、専門家などと地域の支援機関によるネットワークを立ち上げました。

事業の承継に悩む経営者の皆さんの役に立つよう、オール大阪で連携して支援します。

検討するのに早すぎることはありません。まずは、事業承継診断を受けましょう。



問い合わせ 富田林商工会 ☎(25)1101

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託の入札参加願いを追加受け付け

本市では、平成31・32年度の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託（上下水道事業入札参加を含む）の入札参加願いを追加受け付けします。

提出要領の配布 12月3日(月)～（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分）、契約検査課で配布

※市ウェブサイト（契約検査課のページ）からダウンロードもできます。

提出方法 事前に「富田林市業者登録受付システム」に必要事項を入力し、31年1月15日(火)～18日(金)（消印有効）に、必要書類を郵送（一般・簡易書留）または宅配便で契約検査課へ（持参不可）

※上下水道事業の入札参加を希望される場合も、契約検査課で受け付けます。

資格有効期間 31年4月1日(月)～33年3月31日(火)の2年間

問い合わせ 契約検査課（内線476、477）

12月4日 ～10日は 人 権 週 間

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち

未来へつなげよう 違いを認め合う心～

国際連合では、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。また、法務省および全国人権擁護委員連合会では「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思考の普及高揚に努めています。今年の世界人権宣言が採択されてから70回目の記念となる年です。

この機会に、全ての人が互いに理解し、尊重し合えるよう人権認識を高めましょう。

また、障がいの有無、性

特設人権なんでも相談

とき 12月14日(金)、午後1時～4時

ところ 市役所地下904会議室(当日、直接会場へ)

※当日は、電話でも相談できます(内線544)。

問い合わせ 人権政策課(内線472)

金剛公民館人権週間映画会

人権週間に合わせて、映画の音声ガイドを作る女性と視覚を失いつつあるカメラマンとの出会いを通じて、人生で大切なものを失っても、きっと前を向けると感じさせてくれる作品『光』(河瀬 直美監督)を上映します。映画を鑑賞しながら人権について考えてみませんか。

とき 12月8日(土)、午後2時～

※上映時間110分。日本語字幕あり。

ところ 金剛公民館

定員 150人(当日、直接会場へ)

入場料 無料

問い合わせ 金剛公民館〔☎(28)1121〕

日常のコミュニケーションから多文化共生を考える～レイシャル・ハラスメントを中心に～

レイシャル・ハラスメントとは、人種や民族、国籍、肌の色などの外見への配慮を欠いた不適切な言動や嫌がらせのことです。アメリカでは人権侵害の一つとして認知されていますが、日本でも在日外国人が増えている昨今、セクハラなどの人権侵害と同様に、防止に向けた理解と取り組みが必要です。

今回は、さまざまな事例を通して問題点や課題を整理し考え、違いを認め合い、誰もが安心できる環境・多文化共生の関係づくりについて考えます。

とき 12月20日(木)、午後1時30分～4時

ところ 市消防本部4階

定員 40人

参加費 無料

講師 文 公輝さん(NPO法人多民族共生人権教育センター事務局長)

申し込み 12月6日(木)～17日(月)に、人権文化センターまたはNPO法人とんだばやし国際交流協会〔☎(24)2622〕へ(申し込み先着順)



別、国籍、文化、出生、年齢などの違いを超えて、あらゆる人がさまざまな場面で参加、協働できる社会を築いていきましょう。

本市では、同週間に合わせて、人権擁護委員による特設人権なんでも相談や街頭啓発などを実施したり、すばるホールで「2018とんだばやし人権フェア」を開催したりします。

問い合わせ 人権政策課(内線472)

「人権週間」にあわせて、同フェアを開催します。

講演会をはじめ、市民活動団体やサークルによる音楽、演奏などの発表、小学生人権ポスター表彰式、「私(たち)」の大切なもの」写真展などさまざまな催しを実施します。

とき 12月8日(土)、午前10時～午後3時30分

ところ すばるホール4階 銀河の間

内容など

- ◆オープニング・団体発表(午前10時～11時)
- ・ゴスペルコンサート
- ・市民活動団体による伝統楽器や三味線の演奏などの発表
- ◆小学生人権ポスター表彰式(午前11時～正午)

◆講演会(午後1時30分～3時30分)

- ・武田 さち子さん(一社)「ここから未来理事」による講演「わが子をいじめから守る10カ条」子どもの命を救うために今すべきこと」
- ◆展示(午前10時～午後3時30分)
- ・ヒューマンメッセージ「私(たち)」の大切なもの」写真展
- ・各団体によるパネル展
- 参加費 無料
- ※当日、直接会場へ。
- 問い合わせ 人権政策課(内線472)

いないのではなく、 言えない・見えていない

性的マイノリティーについて考える

最近、性的マイノリティー（少数者）に関するニュースを見聞きすることが増えてきました。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、オリンピック憲章では社会的少数者への権利尊重や支援が掲げられています。この機会に性的マイノリティーについて考えてみましょう。

性の多様性

人は出生時に身体的な特徴などから男女どちらかの性別に決められます。

しかし、性の在り方は多様であり、例えば、身体的な特徴などによる性を「体

の性（生物学的な性）、自分が認識している性を「心の性（性自認）」、恋愛・性愛となる性を「好きになる性（性的指向）」、自分の髪型や格好などを表す性を「表現する性（性表現）」といいます。

この組み合わせに決まりはなく、成長段階で心の性と体の性に違和感を覚える人も多くいます。また、変わることもあります。性の性とは心、表現する性は一致し、好きになる性は異なる「人を典型的な組み合わせと決めつけ、この組み合わせと異なる人をLGBTを代表とする性的マイノリティーと呼んでいます。

LGBTとは

OL (Lesbian=レズビアン) 女性を恋愛や性愛の対象とする女性

OG (Gay=ゲイ) 男性を恋愛や性愛の対象とする男性

OB (Bisexual=バイセクシュアル) 男女どちらも恋愛や性愛の対象とする人

OT (Transgender=トランスジェンダー) 体の性と心の性が一致せず、自分の性別に違和を持つ人。



上の6色（赤、橙、黄、緑、青、紫）の旗（レインボーフラッグ）は、LGBTの尊厳と、社会運動を象徴し、多様性を表しています。

性的マイノリティーがいけないのではなく、言えない・見えていない

2015年に民間会社が実施したLGBTに関する調査では、全体の7・6割（13人に1人）も人が性的マイノリティーと発表されました。しかし、性的マイノリティーの人に出会ったことがないという人は多いのではないのでしょうか。

それは、当事者と出会ったことがないのではなく、当事者がカミングアウト（表明）できず、見えていないだけなのです。社会ではいまだに性に関して固定的な考えや根強い偏見があり、存在意義さえも否定されることもあるため、当事者が声を上げることができないのです。

日本の現状

わが国の課題としては、同性カップルが住宅を借りるときに断られたり、病院で家族のみが面会可能な場合に家族として認められず、面会を拒否されたりする場合がある一方、民間企業によっては、福利厚生を同性パートナーにも適用するなどの取り組みもあり、少しずつ性的マイノリティーに対する理解も広がっています。

しかし、依然として性別は男性・女性の2つしかなく、異性愛が当たり前であるかのような慣習があり、性的マイノリティーを異質なものと排除しようとする傾向も見られます。

「LGBT」から「SOGI」へ

国際的には、性的指向や性自認に関する特定のマイノリティー（人）の総称である「LGBT」ではなく、異性愛を含めた全ての人が持つ性的指向や性自認の属性を表す「SOGI」(Sexual Orientation and Gender Identity)の頭文字)という言葉が使われています。

これは、性的指向や性自認のことで偏見や差別を受けることなく、LGBTであつてもなくても人はみな同じであり、人は一人一人違つていて当たり前という大前提の上で、それぞれの性的指向や性自認を尊重し合うべきであるという考えです。

今日からできること

あなたの周りにも、実際にはカミングアウトをしていないだけで、すぐ近くに当事者がいるかもしれせん。まずは、周囲に当事者がいることを意識すること

が大切ではないでしょうか。

例えば、日常生活の中でも友達に「彼氏・彼女はいるの?」と聞くのではなく、「好きな人はいるの?」と聞くことで、誰もが悩むことなく答えることができるようになります。また、普段よく使う「男らしさ・女らしさ」という男と女の二択に縛る言葉を「自分らしさ」と置き換えることで、当事者を含めた全ての人を意識した言葉になるのです。

このように日常のありふれた言葉や行動の中にある無意識の偏見に気づき、それをなくす意識を持つことが、性的マイノリティーを理解し、寄り添うことにつながります。

自分らしく生きることができる社会へ

当事者がカミングアウトをすることは非常に勇気のいることです。

性の多様性を認め、カミングアウトをしてもしなくても、全ての人を一人の人間として尊重することで偏見や差別をなくし、ありのままの自分を表現できる社会を実現することが求められています。

問い合わせ 人権政策課 (内線472)